

# 合併に伴う法人市民税の申告明細書（今治市）

## 確定・中間・修正申告分

（事業年度末日が平成17年1月16日以降で、事業年度内に合併日（H17.1.16）が含まれる場合）

法人名		法人番号	
-----	--	------	--

事業年度：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

### 1 法人税割額の明細

\*法人税割額がない場合でも記入してください。

		従業者数（人）（事業年度末日現在）				
確定申告書の②②の数値 新今治市分		1	(1=2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13)			人
旧12市町村分	今治市相当分	2	人	吉海町相当分	8	人
	朝倉村相当分	3	人	宮窪町相当分	9	人
	玉川町相当分	4	人	伯方町相当分	10	人
	波方町相当分	5	人	上浦町相当分	11	人
	大西町相当分	6	人	大三島町相当分	12	人
	菊間町相当分	7	人	関前村相当分	13	人

### 2 均等割額の計算の明細

		均等割の税率	均等割月数		均等割税率適用区分に 用いる従業者数 (平成17年1月15日現在)	均等割額		
旧12市町村分	今治市	,000円	14	か月	27	人	40	00円
	朝倉村	,000円	15	か月	28	人	41	00円
	玉川町	,000円	16	か月	29	人	42	00円
	波方町	,000円	17	か月	30	人	43	00円
	大西町	,000円	18	か月	31	人	44	00円
	菊間町	,000円	19	か月	32	人	45	00円
	吉海町	,000円	20	か月	33	人	46	00円
	宮窪町	,000円	21	か月	34	人	47	00円
	伯方町	,000円	22	か月	35	人	48	00円
	上浦町	,000円	23	か月	36	人	49	00円
	大三島町	,000円	24	か月	37	人	50	00円
	関前村	,000円	25	か月	38	人	51	00円
新今治市分		,000円	26	か月	39	(事業年度末日現在) 人	52	00円
合計							53	確定申告書の⑤の 数値 00円

#### 計算説明

○各市町村の均等割額：均等割の税率×均等割月数÷12＝均等割額（100円未満切り捨て）

\*均等割の税率は、各市町村ごとに27～39の従業者数と資本等の金額で判定します。

\*14～25までの旧12市町村の均等割の月数は、平成17年1月15日（合併日前日）までの月数となります。

\*26の新今治市分の均等割の月数は、平成17年1月16日（合併日）から事業年度末までの月数となります。

中途に設置、廃止等があった場合には、各市町村実在分の月数になります。